

# 経済センサス基礎調査 実施について

この調査は、すべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が6月から7月にかけて、町内すべての事業所の活動状態を実地に確認し、新たに把握した事業所など一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

皆さまの調査へのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。



## 日高町営駐車場の料金が安くなりました！

日高町営駐車場では、「一時利用」および「定期利用」の申込みを随時募集しています。

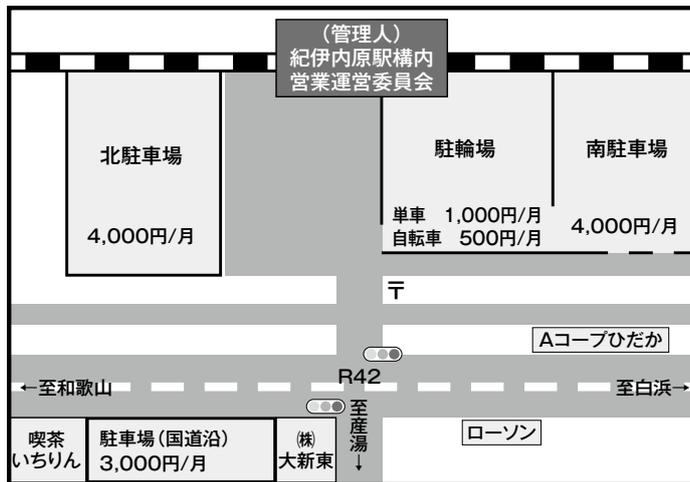
### 【一時利用】

管理人（紀伊内原駅内）までご利用前にお申し込みください。安全上、電車の発車時刻に余裕を持ってお越しください。

### 【定期利用】

管理人または総務政策課まで印鑑をご持参の上お申し込みください。（申請書の記入が必要となります）

詳しくは、総務政策課（☎63・2051）まで。



※図中の料金は税抜きです

区分	駐車時間	料金(円)	備考
普通自動車	1時間まで	200円	1時間に満たない端数時間は、1時間とする。
	1時間を超え、1時間増すごと	100円	1時間に満たない端数時間は、1時間とする。
	13時間を超えるとき	1,560円	1日につき、1,560円を限度とする。
	1か月定期	5,230円	紀伊内原駅北側、南側
		4,110円	国道沿い
自動2輪車 原動機付自転車	1日1回につき	100円	
	1か月定期	1,250円	
自転車	1日1回につき	50円	
	1か月定期	620円	

【変更前】

区分	駐車時間	料金(円)	備考
普通自動車	1時間につき	100円	1時間に満たない端数時間は、1時間とする。
	6時間を超えるとき	600円	1日につき、600円限度とする。
	1か月定期	4,000円	紀伊内原駅北側、南側
		3,000円	国道沿い
自動2輪車 原動機付自転車	1日1回につき	100円	
	1か月定期	1,000円	
自転車	1日1回につき	50円	
	1か月定期	500円	

【変更後】(税抜き)

# 職員異動

4月1日付けで職員の仕事異動を行いました。異動した職員は、次のとおりです。( )内は、旧所属です。

## 課長級

総務政策課長(〃主幹)

塩路 晴彦

教育課長(〃主幹)

中筋 天瑞

## 主幹級

税務課主幹(産業建設課主幹)

生戸 良一

## 課長補佐級

総務政策課課長補佐  
(産業建設課課長補佐兼農業委員会出向)

山本 剛士

総務政策課課長補佐(税務課課長補佐)

西森 久貴

住民福祉課課長補佐(総務政策課課長補佐)

崎山 忠士

健康推進課課長補佐(上下水道課課長補佐)

楠山 和生

教育委員会出向(総務政策課課長補佐)

田嶋 宏敏

内原保育所長(比井保育所長)

川端 雅子

比井保育所長(志賀保育所主任保育士)

原 千真

総務政策課課長補佐(〃係長)

湯川 和則

税務課課長補佐(〃係長)

山本 恭也

住民福祉課課長補佐(〃係長)

廣田 麻里

## 係長級

産業建設課係長兼農業委員会出向  
(税務課係長)

楠山 宏樹

教育委員会出向(住民福祉課係長)

橋本 祐樹

教育課係長(〃主査)

芦川 健太

志賀保育所主任保育士(〃保育士)

三原千津代

志賀保育所係長(調理師)(内原保育所〃)

津村 知代

## 主査級

総務政策課主査(〃主事)

平井 実

住民福祉課主査(〃主事)

下村 悠策

## 主事級

総務政策課主事(和歌山県庁派遣)  
(住民福祉課主事)

清水 椋也

税務課主事

坂田 大樹

(総務政策課主事(和歌山地方税回収機  
構派遣))

総務政策課主事(新規採用)

池崎 和海

総務政策課主事(新規採用)

羽佐悠莉香

住民福祉課主事(新規採用)

白井 諒

産業建設課主事(新規採用)

植松 永綺

上下水道課主事(新規採用)

中川 善紀

教育委員会出向(再任用)

中野 正喜

## 退職者

(総務政策課長)

稲葉 真幸

(教育委員会 教育課長)

中野 正喜

(内原保育所長)

田村真由美

(志賀保育所係長)

梶本さとみ

## 再任用任期満了

(税務課主事)

上谷真由美

(教育委員会教育課主事)

田村 修一



## 2019年工業統計調査を実施します



工業統計キャラクター・コウちゃん

- 2019年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、2019年6月1日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする重要な調査で、統計法に基づく報告義務がある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省・和歌山県・日高町